

軽度者に対する(介護予防)福祉用具貸与フローチャート

軽度者(要支援1・2、要介護1)である。
※自動排泄装置については要介護2・3も該当)



認定調査(基本調査)の直近の結果で、裏面記載の表の「基本調査の結果」欄に該当する者である。



いいえ

次の(Ⅰ)～(Ⅲ)に該当する者である。
(Ⅰ) 疾病などにより、状態が変動しやすく、日・時間帯によって、頻繁に対象貸与品目の貸与が必要と認められる者。
(Ⅱ) 疾病などにより、状態が急速に悪化し、短期間のうちに対象貸与品目の貸与の必要性が確実に見込まれる者。
(Ⅲ) 疾病などにより、身体への重大な危険性や症状の重篤化の回避等医学的判断から対象貸与品目の貸与が必要と認められる者。



いいえ

(介護予防)福祉用具貸与の算定不可

- ※1 「主治医意見書」、「診断書」、「担当医師から聴聞した内容の記録」等
- ※2 軽度者に対する(介護予防)福祉用具貸与の例外給付申立書
- ※3 居宅サービス計画書もしくは介護予防サービス計画書

はい

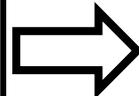
はい
「医師の医学的所見が記載された書類(※1)」を入手、それに基づき左記に該当するかどうかを判断。



サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより必要かどうかを判断。



保険者へ「申立書(※2)」、「医師の医学的な所見が記載された書類(※1)」、「サービス担当者会議の会議録」、「サービス計画書(※3)」を提出。



(介護予防)福祉用具貸与の算定可

別表

対象外種目	貸与が認められる場合	基本調査の結果
ア 車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者 (二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	(一) 基本調査1-7「3. できない」 (二) 基本調査結果なし
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起きあがり困難な者 (二) 日常的に寝返りが困難な者	(一) 基本調査1-4「3. できない」 (二) 基本調査1-3「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3「3. できない」
エ 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 (一) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 (二) 移動において全介助を必要としない者	(一) 基本調査3-1「調査対象者が意思を他社に伝達できる」以外又は基本調査3-2～7のいずれかが「2. できない」又は基本調査3-8～4-15のいずれかが「1. ない」以外その他主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている (二) 基本調査2-2「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト(つりぐの部分を除く)	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に立ち上がりが困難な者 (二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 (三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	(一) 基本調査1-8「3. できない」 (二) 基本調査2-1「3. 一部介助」又は「4. 全介助」 (三) 基本調査結果なし
カ 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 (一) 排便が全介助を必要とする者 (二) 移乗が全介助を必要とする者	(一) 基本調査2-6「4. 全介助」 (二) 基本調査2-1「4. 全介助」